

中核的労働要求事項に関する方針声明

株式会社トライフは、中核的労働要求事項についての以下 4 項目を遵守し、組織としての責務を果たします。

1. 児童労働の禁止

国内法令が定める雇用最低年齢に満たない児童を就労させません。

2. 強制労働の禁止

いかなる就業形態においても、強制労働をさせません。

3. 雇用及び職業における差別の撤廃

雇用及び職業において差別がないことを保証します。また、基本的人権を尊重し、国籍・人種・出身地・性別・宗教・疾病・障害などによる差別、ハラスメントなど人権を無視する行為を行いません。

4. 結社の自由と団体交渉権の尊重

労働環境や賃金水準などの労使間協議を実現する手段としての結社の自由及び団体交渉権を尊重します。

2026 年 6 月 22 日

株式会社トライフ

代表取締役社長 谷渡 了